

## 阪神間都市計画公園及び緑地の変更（尼崎市決定）について

### 1 本都市計画の変更（案）の縦覧及び意見書の提出について

本都市計画の変更（案）について、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、公衆の縦覧に供し、また住民及び利害関係人より意見書を募った結果は下記の通りである。

(1) 縦覧した都市計画の名称

阪神間都市計画公園の変更（2. 2. 4023 号春日公園ほか 35 公園、尼崎市決定）

阪神間都市計画緑地の変更（3 号大物川緑道ほか 1 緑地、尼崎市決定）

(2) 縦覧期間

令和元年 6 月 14 日（金）～6 月 28 日（金）

(3) 縦覧者

2 名

(4) 意見書の提出件数

1 件

### 2 意見書の要旨と市の考え方

意見書の要旨	市の考え方
菊町公園について、整備予定がない中で、一部区域（墓地）のみを削除するのは、削除された区域の所有者に対して非常に有利であり、残置所有者のみ権利制限が課せられ非常に不公平であるため、全域削除すべきである。	菊町公園については、身近な公園の未充足地であり、周辺に代替となる施設等もないことから必要性が高いこと、墓地部分については、旧慣使用权を有する公有財産として旧森村が管理・使用する共同墓地であることから、永続性が高く整備の実現性が低いこと、墓地部分を除いた変更後の計画区域内において、当初計画していた当該公園に求められる公園機能が確保できることなどを総合的に勘案し、平成 30 年 3 月に、墓地部分を計画区域から削除し、それ以外の区域を存続するという見直し方針を策定しました。当該公園は、良好な都市環境を確保する上で必要な施設であることから、この方針に基づき、現行案のとおり都市計画変更の手続きを進めてまいります。 なお、存続する区域については権利制限が課せられる一方で、固定資産税や都市計画税が軽減（土地評価額の減価補正）されています。また、具体の事業計画が示されるまでの間は、今後も定期的に検証（見直し）を実施するとともに、周辺に代替となる施設ができるなど、当該公園をとりまく状況が変化した場合は、廃止も含めた都市計画変更について検討してまいります。

### 3 今後の予定

令和元年 9 月 都市計画変更告示